

令和5年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 村田 弘行 2番 小菅 康子
 3番 田中 陽介 4番 山本 剛
 5番 木下 伸一 6番 津村 俊二
 7番 石川 恵美 8番 服部 嘉雄
 9番 奥山文市郎 10番 益川 教智
 11番 東郷 克己 12番 山崎 敦志
 13番 山崎 有子 15番 荒川 泰宏
 16番 橋 俊明 17番 岩井智恵子
 18番 鈴木 市朗

不応招議員 14番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	教育長	西村 健
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	布施 篤志
総務部長	川尻 康治	市民部長	長尾 健治
市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

追加議事日程

第1 議案の訂正について

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人です。欠席議員は、第14番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、田中陽介議員、第5番、木下伸一議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第14号、第6番、津村俊二議員。

津村議員。

○6番(津村俊二君) おはようございます。

前回、前々回の定例会で、私は17番くじを引きまして、今回16番くじを引かせてい

ただきまして、一歩前進の、私の個人としての捉え方は、そういうふうに捉えております。
全てにおいて、一歩前進の、そういう取り組みがなされたらという思いで質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速、失礼しました。第6番、公明党、津村俊二でございます。

それでは、まず初めに、今回は3項目にわたって質問をさせていただきます。

第1項目めの本市における自治会の実態についてでございます。

市内における自治会は、現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしております。加入率の低下や担い手不足により、活動の持続可能性が低下するとともに、防災や高齢者、子どもの見守り、居場所づくりなど、変化する地域社会のニーズに対して十分に応えられているかが大きな課題となっていると認識しております。

まず初めに、本市における自治会の現状に対しての見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、津村議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

自治会長をはじめ自治会関係者の方には地域のまちづくりのため、日々ご尽力いただいておりますことを、まずは厚く御礼申し上げます。

自治会活動はまちづくりの要であり、自治会は行政と市民の協働のまちづくりを推進する上で、重要なパートナーであると考えています。

一方で、現代社会における少子高齢化や定年延長等に伴うライフスタイルの変化などにより自治会役員の選出が困難になってきたこと、あわせて、自治会業務自体の負担感が強くなってきていること、そして、自治会未加入者についての自治会からの相談なども増加傾向にございます。

自治会未加入者が増えますと、自治会事業や地域のまちづくりに影響が出ることはもちろん、現在の自治会役員さんにも負担が偏る懸念があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。

重要な役割ということで、私の隣の自治会の会長さんが、よくお声をいただく、また、ご相談もお伺いさせていただいているんですけども、県営住宅に入られている方々がいらっしゃるしまして、やっぱり棟によっていろいろ加入率の差があったりするんですけども、

やっぱり県営住宅のそういう管理センターが指定管理で運営されている状態なんですけども、その自治会についての加入に対してのこういう文言がありました。自治会は、相互の親睦、良好な環境づくり、また、防災、防犯活動など、地域の皆さんが快適に過ごすために重要な役割を果たしています。今、部長がおっしゃったとおりでございます。

県営住宅へ入居される皆さんは、全員自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてくださいと、こういう文言を各全戸配布していただいたり、また、入居される方にもしていただくというふうな手配というか、工夫をされております。

我が野洲市でも、そういう92自治会ございます。転入されたときとか、また、そういうときとか、4月のそういう、何というんですか、転入転出のときとか、引っ越してこられたときとか、いろいろタイミングがあると思うんですけども、そのような手だてみたいのがありますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の再質問にお答えさせていただきます。

実を言いますと、「自治会加入について」というパンフレットを数年前にちょっと作ったことがございます。そのときの自治連合会役員会にも諮ったんですが、内容は別にそれでいいんですけども、自治会によっては、転入のときとかにお配りしようという話もございました。ただ、そこは、自治会によっては、配ると、入って当たり前だと思っている人たちがたくさんいるので、それ、配ってしまうと、入らなくてもいいと思われるのは困るという自治会が一部ございました。そこで、必要とされる自治会、いくつかの自治会から、そういうパンフレットが欲しいと言われたところについては、そこはお渡ししています。

今回、市営住宅に関して申し上げますと、県営住宅は、入られるときに、そういうパンフレットをお渡ししていますし、市営住宅のほうでも、入られるときに、住宅課に協力をお願いして、パンフレットをお渡しすることにはなっていますが、そこにつきましては、それぞれの自治会の考え方もございますので、要望を受けられたところについては、そういうパンフレットを用意しています。

また、おっしゃっているとおり、県営住宅、市営住宅で構成される自治会、農業主体の自治会、新興団地の自治会、やっぱり書く文章が微妙に変わってきます。だから、できれば、そういう文書を作るときには、それぞれの自治会に合ったような形で直そうということで協働推進課では考えておりますので、例えばどこどこ自治会からそういう要望があったら、そこを微妙にそういう方向に変えるとか、考え方で考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） それぞれの自治会の実態というか、そういう400、500世帯の自治会もあるし、私の地元でしたら90数世帯の自治会もあるし、いろいろそういう取り組みも違うでしょうし、確かに、そういう入らなければならないというのではなくて、やっぱり先ほど説明しましたとおり、努めていく。やっぱり住民自治のそういう自治会がありますので、やっぱり皆さんで、自治会を盛り上げていく、つくり上げていくというふうに、そういうふうには持っていけないといけないと思うんですけども、強制ではないけれども、そういうふうには、自治会加入に対して、任意で入ってもらうような指標というか、そういうふうには持っていけるような、ナッジの理論じゃないですけども、後押しできるような、そういう表現とかもまた工夫していただきたいなというふうに思いますので、こちらは要望でございます。

次の質問に移ります。

自治会における加入率の現状について、分かる範囲で伺います。

また、自治会へ加入したら、どのようなメリットというのはあまりいい表現ではないと思うんですけども、どのようなよいことがあるかというのを伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 津村議員の2点目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、正確な自治会加入率は把握しておりませんが、先ほど申し上げたとおり、自治会から自治会未加入についてのご相談をいただくことがございます。

自治会の存在意義は、地域の暮らしを守るための役割が非常に大きく、防災や高齢者・子どもの見守りをはじめ、ごみ集積所の維持管理、防犯灯の設置・維持管理等の環境づくりなど、多岐にわたっているところでございます。個人だけではなかなか解決が難しく、また、市行政では届きにくい、きめ細かな困り事に対しても、自治会主導で、地域で助け合っただけ対応いただいているケースが多うございます。

このようなことから、自治会加入により享受できるメリットは、通常、生活に直結しているものと考えており、大きなものだと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

そういう自治会で、そういうつながりを持って取り組んでいく。困っているときは、つながるんですよ。例えばそういう大規模災害とかが起きたときに困っていると、困っている状況が多々ありますので、一目で困っているから手を差し伸べるということはできませんけども、普段は、そういう大規模災害がないときは、困っていますという声を上げない、上げれない、上がらない。そういう8割ぐらいの方が困っていますって、私も支援者と一緒に、支援者のお知り合いの方とか、「困り事ございますか」と聞くんですけども、いや、そんないきなり言われても、これこれこうですと言ってくれません。やっぱり困り事を発見というか、察するというか、そういう自治会の絆とかが強ければ、私はそういうアウトプットというか、手を差し伸べることができる。やっぱり悶々として困っていることで、悩んでいる方は見えないんですけども、いらっしゃると思うんですよ。声なき声というか。そういうことをやっぱり私は、自治会は、そういう自治会の皆さん方、地域の皆さん方は、役割を担っているというふうに思うんです。

ですから、そういうことも含めて、メリットという言い方はふさわしくないかもしれませんが、自治会へ加入すると、そういう助け合いであったり、先ほど部長おっしゃった、そういうことはやっぱりできますよというのを分かりやすく、やっぱり表現というか、そういうふうにお知らせをすることが必要ではないかと思うんですけども、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 津村議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっているとおりでございます。議員のおっしゃっているとおり、メリットという言葉は妥当でないのかもしれないんですけども、やはりお互いに助け合うという気持ち。よく昔から言われることで、個人にできることは個人で、地域でできることは地域で、それでもできない場合は公助という言葉がよく耳にしたと思います。行政としても当然でできる範囲のことはさせていただきますが、やはり行政は法律の枠とか、大規模災害とかで、なかなかできないときもあります。じゃ、普段、急にそういう事態になったからといって、急にできるかといったら、急に、すいません、地域のつながりができるかといったら、それは、地域のつながりが普段希薄な場合、非常に難しく、回りくどくなる可能性がありますので、おっしゃっているとおり、普段から、何もないときに、1つの例でいえば、子ども会を経由して、家同士で一定の意思疎通を図るとか、いろんな方法があると思います。

ほんで、そこはおっしゃっているとおりでございますので、そこにつきましては、自治

会さんのご意見をお伺いしながら、できるだけ自治会に参加いただくよう。一方で、定年延長で、60歳から65歳に定年延長になりました。今まで自治会の役割を担っておった方は、この間の方、結構まだお体も若々しいし、ほんで、年金ということで、比較的時間がある方。でも、定年延長が65になりますと、勤めながらの自治会業務になりますので、非常に自治会業務が負担になります。今まで家にいた方やったら、それほどでもなかった方が、勤めながら自治会業務ということは、土日が全部、せつかくの休みが消える可能性もございますので、そこは実際に、必要な情報は、市民に流さなければならないという重大事項は当然前提として、軽減とか、そういうことについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

私、毎日、土日祝日を除いて、自治会の公園で体操をやっているんです。ラジオ体操を、第1、第2とさせていただいて、ちょっとずつ人数も増えてきているんですけど、近くに住んではる高齢者の方が、いつも散歩しはるんですわ。最近ずっと見かけないなという話になりまして、私もよく、しょっちゅう出会っていたんですけども、結局やっぱり転倒して、入院されたという情報が共有できて、そういう、分からないんですよ。普段元気になっていた人が、ある日突然、それこそ今回また共同研究で骨粗しょう症をされるんですけども、そういう転倒したら、本当になかなか入院して、元どおりになるかということ、そうならないんですよ。結構やせたりして、退院してきて、また回復するというのは、かなり時間がかかるし、やっぱりそういう転倒しないためのやっぱり予防も当然必要ですけども、そういう、何が言いたいかといいますと、そういうやっぱり情報というか、もちろんプライバシーですから、踏み込めないんですけども、ただ、困ってはりますよね、当然、家族の方は。そういうことをやっぱり、自治会のそういう役員の方でも、また、民生の方でもが、ちょっとアドバイスをするとかいう、そういうやっぱり地域づくりが必要ではないかというふうに思いますので。

あとまた、これも、昨日スクールガードに行く途中、アスファルトの穴ぼこがあったんですよ。ちょうど通学路ですから、30人ぐらいの児童、小学生が通るんですけど、小学生の子から、「おっちゃん、穴空いてるよ。」ということで、すぐ道路河川に連絡させていただきましたら、すぐに対応していただいて、岡崎部長、ありがとうございます。すぐに

対応して、本当に、そこに足を踏み込んだら、こけてしまって、大けがをするというような事態も発生するので、本当に即座に対応していただいて、感謝しております。

そういうことも、やっぱり地域の方々からのお声で成り立っているというか、やっぱりできているので、しっかり私は自治会のそういう、これからもまた、いろんな意味で、重要な役割が必要ではないかというふうに思っておりますので、またそれをしっかり取り組んでいきたいと思えます。

次に、3点目ですけれども、自治会活動における役員等の負担軽減について、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員からの3点目の質問にお答えさせていただきます。

自治会活動における役員の負担感軽減につきましては、既にいくつかの自治会様からご意見をいただいております、市から配布物や委員選出につきましては、少しずつですが、削減または効率化を図ってきたところでございます。また、現在の取り組みといたしまして、来年度をめどに各種オンライン申請の導入を検討しております。

今後も引き続き、各自治会様からのご意見をいただきながら、関係所属とも協議し、自治会活動の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 私も自治会で役員を、特別役員をさせていただいたり、また、本部役員、副会長であるとか、また、PTAでも副会長をさせていただいた経験もあります。なかなか、会長がいて、普通、私のところは、会長がいて、副会長がいて、会計がいて、本部役員がいて、そういう役員、大体20名ぐらい選出して、毎年、1年交代でやっているんですけども、中には2年とかいうところもあるみたいなんですけども、役員の選出がかなり厳しい自治会もあるというふうに思います。やっぱり高齢化しているところもありますし。例えば役員、人権、生涯学習推進、環境、なかなか兼ねて、自治会で決めてもいいよということであれば、例えば兼務するというやり方とかも、これは市からなかなか、こうして欲しいと言えないと思うんですけども、自治会の中で、もうちょっと、こんだけの人数出せませんというか、人がいなくなるとなるときは、そういう兼務するという形は可能であるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 兼務するというのは、例えば1人の人が2つの役員を兼務するという意味でよろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

○市民部長（長尾健治君） それは、もちろん可能でございます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

なかなか学区のそういう役員であったりとかも兼ねている方もいらっしゃいますけども、何度も言いますが、やっぱり住民自治ですので、先ほど部長がおっしゃいました自助、共助、公助。自助に関しては私もよく、何回か質問したんですけども、自分の命は自分で守る。これは当然というか、当たり前なんですけども、自分の命を守れない方々に手を差し伸べる。やっぱり当然そういう困難者がいらっしゃいますので、災害時の避難をするのに、そういう自分で避難できない方がいらっしゃいますので、そこに手を差し伸べるためには、自治会のそういう携わる方がいらっしゃらないと助けられないという場面が出てくると思いますので、ぜひともやっぱりこの自治会、今、全国でも7割ぐらいの加入率である。もちろん差がありますけども、やっぱりなくさないように、今、一自治会が存続していないということだと思っておりますけども、その辺のところは、やっぱりそうならないというふうに思いますので、これからまた10年、20年、持続していくためにも、それで次の質問なんですけども、今後の自治会のあり方について、持続可能性について、本市としての見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の4点目の質問にお答えさせていただきます。

自治会は、構成員である地域の方々の自治意識に基づき主体的に組織される団体であり、市が直接、自治会運営には介入することはできませんが、行政と市民のまちづくりにおける重要なパートナーであり、災害時や少子高齢化等の地域課題解決における共助の役割として市民にとって重要な役割を果たすものと認識しております。

このことから、時代に即した持続可能な自治会を目指し、各学区行政懇談会等を通じ、自治会長をはじめ市民の皆様方のご意見をいただきながら、市へのオンライン申請の導入や、市からの依頼事項や委員の推薦依頼の見直しなど、負担軽減について継続的に市とし

でも検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

そういう重要な役割、何度もおっしゃっていただきました。本当にそのとおりだと思いますし、また、オンライン申請とか、確かに必要だ、進めていただきたいというふうに思います。

総務省が出している「自治会・町内会の活動の持続可能性について」というのが令和3年度に出ているんですけども、また、同じような、自治会によっては当然、ですから、そういう課題は様々です。違いもありますし。ですから、そういう個々にやっぱりアドバイスというの必要だと思います。協働推進課の方々は本当にご苦労されていると思います。ただ、やっぱり最終的には自治会がやっぱり自治会の中で考えていただいて、しっかり自治会の地域の皆さんをしっかり幸せに、幸せにというか、導いていく、安全に導いていく、そういう形態でなければならないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で、自治会の質問を終わりたいと思います。

次に、2項目めの質問に移ります。

食品ロス削減への住民運動のさらなる推進についてでございます。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは約612万トンと言われております。実際に食品ロスを出す割合を見ると、食品関連事業者が全体の55%、残り45%は家庭からのものであり、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取り組みは大変に重要であると思います。

この食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動のさらなる推進は非常に重要であると考えます。

食品の廃棄を削減する食品流通サービスの展開について、スマートフォンのアプリ等を活用して、様々な食品を販売する店舗で、売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービスの展開など、食品の廃棄を削減するフードシェアリングの地域への普及も有意義かと思っております。

本市においても、飲食店や小売店で閉店間際に残ってしまった料理や総菜等を消費者とマッチングさせるサービス等、いわゆるフードシェアリングの展開を支援することも有意義かと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

フードシェアリングにつきましては、食品ロスの削減に関する取り組みの1つであり、何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みであります。

売れ残っている廃棄間際の食品を、食品ロス削減を目的に割引などを行い販売することは、既に各店舗で食品ロス削減を目的に実施をされているところでございます。各店舗で取り組まれており、それはそれぞれの店舗におきまして、また、企業におきまして、環境への配慮と同時に、消費者のニーズにお応えをされておるものと理解をしておるところでございます。

市といたしましては、毎年10月に食品ロス削減月間の周知や、環境にやさしい買い物キャンペーンとして店頭での啓発活動、また、商品棚の手前にある商品を取っていただくと、販売期限が近づいた商品を積極的に選んで購入する、「てまえどり」などの、食品ロス削減に向けた啓発事業を展開させていただいておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

てまえどり、私も週に2、3回スーパーへ行って、なかなかてまえどりしたい、したいというか、てまえどりしないといけないんですけども、つつい奥のほうへ手が伸びてしまう。ちょっと罪悪感を感じるんですけど、なかなかやっぱりひとり暮らしですので、さばけないというところもありまして、野菜でも、白菜1玉でしたら当然安いというか、割安になるんですけども、4分の1カットを買ったりして、それでもさばけないというか、冷蔵したり、なかなか料理はあんまりできないんですけども、そういう意味でも、やっぱり残さず食べるようにはしているんですけど、市としてもいろいろ工夫されているということを伺いました。

次に、在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大についてですけども、食品企業の製造工

程で発生する規格外品などの引取り、子ども食堂や福祉施設等への無料で提供する仕組み（フードバンク）は、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスを削減するためにはとても有効であると思います。

また、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も注目されています。

そこで、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、地元の事業者等から在庫食品の寄附促進やフードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、食品ロス削減と共生社会の構築への取り組みを積極的に進めることも重要かと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

フードドライブにつきましては、家庭で余っている食品を持ち寄り、まとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクに寄附する活動であり、2015年に国連で採択されました持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの12番、目標12になります。「つくる責任、つかう責任」に位置づけされているものとして必要性があるというふうに考えております。

市におきましても、ごみ減量の一環といたしまして、食品ロス削減、余剰食品の有効利用及び食品ロスへの関心を高めることを目的といたしまして、環境課窓口の他、市内の公共施設のご協力のもと、年2回フードドライブを実施させていただいております。

ちょうど今現在、12月の8日、本日からになりますが、翌15日の金曜日まで、第2回目のフードドライブということで環境課のほうで実施させていただいておりますので、またご協力いただければと考えております。

このご提供いただきました食品につきましては、子ども食堂やフードバンク団体などに寄附、寄贈をしておるところでございます。今後におきましても、食品ロスの削減に向けた取り組みの1つとして継続してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） そうですね。今日からということで、広報にも、たしか掲載していただいたと思います。

コミセンによっては、常時というか、ちょっと差があるみたいなんですけども、年2回を、例えば回数を増やしたりとか、ちょっと携わる関係者の方、ご苦勞をかけると思うんですけども、今後それを増やしていくとか、できるだけそういうやっぱりロスがないようにするために、将来的にというか、その辺は考慮されているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

フードドライブの取り組みのほうでございます。こちら、令和3年から実施をさせていただいておまして、令和3年4年に各1回ずつ、そして、令和5年に2回ということで、順次増やしていっておるところでございます。

そしてまた、集めさせていただく場所、一番最初は試行的に実施をしておりましたので、令和3年のときは環境課の執務室で行っておったんですが、それを、図書館、また、コミセンという形で、どんどん広げていきまして、これをもって市民への周知が図れた結果と思われませんが、集まってくる商品のほう、寄贈していただいておりますものも増えてきておるといっておるところでございます。

こうした実績を積み上げてきておりますので、今後におきましても、これらをしっかりと分析した上で、適切な回数、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 少しずつ拡大されているということ認識しました。また、今後ともまたそういうロスがないように、取り組みをお願いしたいと思います。

次、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）、とは、企業・商店などから提供された食品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体に提供するものでございます。

岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは、食料品・日用品を提供くださる方をフードプレゼンター（食品をプレゼントくださる方）として登録していただき、例えば、頂いたお中元やお歳暮で頂いた調味料、加工品、洗剤などや、多めに買っておいた缶詰、たくさん頂いたお米などなど、コミュニティフリッジを通じて必要とされる方にお渡ししております。

時間の関係上、割愛いたします。

チルドの冷蔵はなかなか日持ちが短いので、非常に難しいんですけども、そういう公共の冷蔵庫というのを、設置があればありがたいというか、そういうのも、処理というか、還元できるのではないかというふうに思うんですけども、そこで、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫、冷凍庫で保管して、随時提供するコミュニティフリッジの設置や運営等への支援制度を整備し、食の支援を必要とされる地域住民を支える社会環境を整えることは大変重要と考えますけども、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

市民部からの答弁になりますので、生活困窮者等への食料支援という観点から申し上げます。市民生活相談課や野洲市社会福祉協議会を通じて、様々な方から寄附をいただき、必要な方に支援を現在しております。

そして、議員からご紹介いただきましたコミュニティフリッジにつきましても、大変素晴らしい制度だと認識しております。

本市におきましても、コミュニティフリッジをはじめ様々な支援事例を注視し、食品ロスの削減を踏まえ、本当に必要な方に支援が届けられるようさらなる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） できる限りというか、できる範囲でというか、やっぱりそういう、私も生活困窮者の、市民生活相談課でいただいて、利用させていただきました。本当に喜んでおられました。本当にあした食べる食料がないというか、それぐらい困窮された方だったので、本当に喜ばれていました。

やっぱりそういう、ただ、先ほども言いましたけども、言ってこられたらいいんですけども、やっぱりおっしゃっておられない方がいらっしゃるんで、その辺のところもやっぱりこれから課題かなというふうには思っております。

次に、ちょっと割愛しまして、規格外農産物、廃棄されそうな食品ロスに対して、ヨーロッパでは、スマホアプリ等を利用して、小売店や飲食店等とフードバンク等の団体をマッチングして食料品を提供するフードシェアリングサービスが2015年頃から始まり、普及し始めていると伺っております。

生産者には社会や環境に配慮した品物を作る責任があり、消費者にはそうした品物を無駄なく使う責任があります。そして、両者が互いに力を合わせ、全ての人が幸せに生き続けられる持続可能な社会を築いていくことが必要だと思います。

そこで、食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などへの支援を積極的に推進するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で食ロスの削減を目指すことは、将来にわたって農業及び食品産業を持続するために、大変重要なことだと認識をしておるところでございます。

市といたしましては、食に関わる事業者と生産者をつなぎ、地域産の、地元産になりませぬ農産物やその加工品の販売促進に取り組む、おいでやすまるかじり協議会への支援を中心といたしまして、食品ロスの削減につながる商品の情報発信や消費拡大を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 農林水産省から「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」という資料が出ているんですけど、何と138ページもあるんです。ちょっと私も、ちょっと読み始めたんですけど、でも、読んでみると、もう同じことを言っているような気もしないではないんですけど、あとまた、これも農林水産省から出ている資料でして、「a f f」という、「残さずいただきます」という、こういう、これは最近の、最近、2020年10月号として、これも農林水産省から出ております。いろいろいいことが書いてあります、当然。やっぱりこれを守っていくとか、取り組んでいかないといけないというふうに私自身も思っております。なかなか農林水産省のホームページに入って行って見る人も少ないと思うんですけども、やっぱり私たちがこのことを分かりやすく、やっぱり市民の方に、啓発、周知をしていく必要があるとは思っています。

季節柄、これから、宴会、忘年会等々あると思うんですけど、最後に、3010運動と

いうの、私はぜひ、なかなか30分も食べる、乾杯して、30分も食べるというの、なかなか黙々と食べるというのも、なかなか難しいかもしれませんが、要は、残さず食べようということで、この3010運動というのがあります。

このことについて、部長からちょっと見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 津村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3010運動、例えば宴会の席などにおきまして、最初の30分、しっかりと席にいて、出てくる食事を食べるということでございます。そして、その後、歓談ということになりまして、終了10分前には自席にまた戻っていただいて、そこで残さず食べていただくという運動になろうかなと思います。

コロナ前になりますが、野洲市におきましても、こうした運動の必要性、十分認識しておりまして、市民向けの啓発といたしまして、おたべやす3010運動というところで事業展開をさせていただいております。コロナ禍によりまして、ちょっと宴会のほうが減ってきて、また、そういう流れの中で、少し啓発、行き届いていない部分もあろうかなと思います。これからまたこうした宴会なり、そうした会食の場が増えていくというふうに考えておりますので、そうした場において、いわゆる食品ロスが発生しないよう啓発をする必要があると考えておりますので、この3010の考え方につきましては有効であるというふうに理解しておりますので、そのあたりにつきましては、啓発を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） またそういう啓発、本当にお願ひしたいと思います。

私も高齢者の介護施設で働いていて、高齢者の方はやっぱり残さず食べはるんですわ。やっぱり残したら申し訳ないという思いがあるんでしょうね。ただ、やっぱり体調とか、その方の量が決まっております。ご飯100グラムであったりとか。必ず私たちもそういうふうに対応して、刻み食であったりとか、そういうふうな工夫をしてやっています。

やっぱり残さず食べる。私も食堂とか行ったときには、「ご飯少なめ。」とか言ったりして、残さないように。当然やっぱり残すと申し訳ないという思いがありますので、そういうやっぱりちょっとした心がけというか、そういうのをやっぱり啓発していく必要があるかと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

メタバースの学習支援について、これは不登校のそういう学習支援ですけども、昨日の田中議員からも、答弁いただいた、重複するところもあると思いますけども、確認の意味で、また質問させていただきます。

文部科学省が示された「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」によると、不登校の児童生徒は年々増加しております。小中学校の不登校児童生徒は約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小中学生は、約11万4,000人。いずれも過去最多に達しております。年々増加する不登校の児童生徒に対しての対策の1つとして、メタバース登校という学び方の選択肢があります。

メタバース登校とは、仮想空間の教室にアバター、自分自身の分身、キャラクターとして参加して、学習を行うシステムであります。

メリットとしては、生徒は空間を共有して学ぶことができず不登校の原因と考えられる、生徒同士の関係がうまくつukれない生徒に対しても有効な手だてだと考えられております。

他人と話すのが苦手な生徒にもメタバースではアバター越しで話しかけることで気軽にコミュニケーションが取れる手助けをしてくれます。

心理的ハードルも低く、対面で話すのが苦手な生徒でも気軽にコミュニケーションを取ることが可能であります。

まず初めに、メタバース学習についての見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員のみなさん、おはようございます。

それでは、津村議員の3点目のご質問、メタバース学習支援についての1点目のご質問にお答えをしたいと思います。

議員お話しのメタバース学習は、不登校児童生徒の学び方として有効な手段の1つだと考えています。

対面で話すのが苦手、あるいは人間関係をうまく築けない児童生徒にとっては、仮想空間の中でのコミュニケーションは、心理的なハードルを下げられるものではないかと思えます。

また、学習面でも、児童生徒が家庭などでタブレットを使い、顔を出さずに、オンライン学習や、仮想空間でしかできない体験ができたりするメリットがあり、だれ一人取り残さない学びの保障につながるものと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 時間の関係で、ちょっと割愛しまして、栃木県の宇都宮市で、校内の保健室、空き教室などを利用して、別室登校支援や、メンタルサポーターの全中学校配置などを通じて、学校に行きづらい児童生徒の立ち上がりにつなげる努力を重ねてきましたが、一方で、市の調査によると、市内の児童生徒の不登校は2021年度で1,126人となって、9年連続の増加となっているということであります。

また、東京都新宿区などもメタバースの学習支援を進められていて、学校に行けない子どもたちへの学習機会の提供を行っております。

野洲市では不登校の子どもたちに対して、様々な対応をされております。また、学校の中に不登校児の部屋を設けて教室に入れられない子どもたちに対して丁寧な対応をしていますが、そもそも学校に行けない子どもたちへの対応を早急に行うべきだと考えます。

コロナ禍でのオンライン授業なども実施されましたが、内容の検討なども必要ではないかと感じております。より子どもたちに寄り添った教育の場が必要だと考えます。メタバース学習導入へ向けての、教育長の見解を伺います。

○議長（山本 剛君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

メタバース学習は、学校に行けない児童生徒が学ぶ場として、多くのメリットがあるというふうに思っております。

しかし、本市の規模からしますと、その開発や運用のコスト面、人材の確保など、導入には、様々なハードルがあるというふうに考えています。

津村議員のご紹介の事例にあります、宇都宮市と比較しますと、人口規模は野洲市の約10倍、51万人です。財政規模では約8倍という違いがございます。

また、全く登校できていない児童生徒は、本市では、いろんな支援がありますので、ほとんどノータッチというのか、関わりができない児童生徒は、本市では4、5人でございます。宇都宮市は、その60倍から70倍の、300名というふうな大変な数があるというふうに聞いております。

こうしたことから、本市独自でメタバースの学習環境の整備をすることは難しいというふうに考えております。

現在、本市では、授業をオンライン配信できる体制を整備していますし、授業支援ソフトによる遠隔での授業の参加もできるようになっています。コロナ禍を通じて、そういうシステムをつくり上げましたので、そういう活用もできるということでございます。

また、ほとんど学校に行けない児童生徒に対しましては、ふれあい教育相談センターによる家庭訪問型学習支援事業により、学習機会の保障を何とか行うことができています。

いずれにしましても、一人ひとりの子どもに寄り添った学習環境づくりに今後も努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） なかなかすぐには無理だと思うんですけども、そういうエキスパートの方がやっぱり滋賀県内にもいらっしゃると思うんです。ぜひまたそういう連携を取っていただけるのであれば、取っていただいて、進めていただきたいなと思います。

先ほど申しました緊急対策パッケージのほうにも、前々回で私も、COCOLOプランでも質問させていただいたんですけども、不登校の特例校なんですけど、これ、全国で300校になっていると思います、私の記憶によりますと。滋賀県下で3校です。3校が割当てになっていると思うんです。やっぱり、ぜひそれも、また野洲市も手を挙げていただけたらなというふうに、こう思います。

そういう、前回、学校図書室についてもお話ししましたように、学校図書室も、そういう学びの場になると思います。ですから、常駐していただけたらありがたいなというふうに、図書司書の方が常駐していただけたらありがたいと思います。

昨日の答弁でも、田中議員から、サポートブック、私はこれ、頂きました。私も親の会の方々とお話しさせていただきました。これ、40ページあります。10ページじゃなくて、40ページです。野洲市も3か所紹介しております。社会福祉協議会も発達支援センターも載っております。PDFで取り寄せることもできますので、ぜひまた教育長には拝見していただきたいなというふうに思います。学校に行きづらい子どもたちのための学びのサポートブックですので、ぜひまた、これ、湖南4市ですけども、しっかりまた取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本 剛君） 次に、通告第15号、第5番、木下伸一議員。

木下議員。

○5番（木下伸一君） 皆様、改めまして、おはようございます。

第5番、公明党の木下伸一でございます。会派長の後を引き継ぎまして、今回私が17番のくじを引かせていただきました。最後の一般質問になりますので、簡潔明瞭に心がけていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

地方自治体によるW i - F i 環境の整備促進についてになります。

I C T機器の活用が広がる中、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線L A N（W i - F i）環境の整備は喫緊の課題となっております。

地方自治体によるW i - F i 環境の整備促進は、災害に強く、地域活性化のツールとしても有効であるとの視点から注目が高まっております。W i - F i は、電話回線が1か所に集中したために利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすくなります。スマートフォン等のように無線L A Nの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報を発信、受信できる通信手段となります。また、平時においては、観光関連情報の収集、教育での活用などにも貢献します。

総務省は、公衆無線L A N環境整備支援事業を継続して進め、自治体などに補助金などを支給する仕組みを整えていました。

防災の観点からは、避難所・避難場所の学校、コミセン、公民館等の防災拠点や、公園等の被災場所として想定される公的拠点へのW i - F i 環境の整備を行うことが必要と考えられます。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市の公共施設でのW i - F i 環境の整備状況をお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、木下議員の1点目の野洲市におけるW i - F i 整備の状況についてお答えをいたします。

野洲市役所をはじめといたしまして、野洲市の公共施設で、いわゆる無料公衆無線L A NとしてのW i - F i 環境の整備につきましては、現在、野洲市健康スポーツセンターにおいての指定管理者によりW i - F i 整備の環境が整えられておりますけれども、それ以外の公共施設については、設置はいたしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） それでは、1点目の再質問をさせていただきます。

現状では、野洲市健康スポーツセンターのみW i - F i があるとのことなんですけれども、いろんな公共施設はもちろんあるわけで、W i - F i による野洲市としての活用についての今後のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 全体の活用、今後の活用という観点、公共施設の活用の観点という視点でよろしいですか。少しあれですけども、全体としては、公共施設へのW i - F i 整備につきましては、やはり滞在時間であったりとか、その施設の利用の関連性といえますか、あと、人が集まる人数であったりとか、そのような視点からのいわゆる検討が重要になってくると考えております。そうした視点を踏まえて、公共施設の整備全体について、市全体で検討する、していく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

野洲市役所でのW i - F i 環境の整備の見通しをお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目の野洲市役所についてのW i - F i の整備についての見通しについてお答えいたします。

公共施設におけるW i - F i の整備環境の必要については、先ほど再質問で答弁させていただきましたとおり、必要性については認識をさせていただいております。

しかしながら、本格的な導入に向けましては、いわゆる近隣の市町村の整備状況も踏まえつつ、情報漏えいを防止するためのセキュリティー対策や市民の利用ニーズを含めた費用対効果についても検証が必要と考えております。

特に、市役所につきましては、無料W i - F i の設置については、やはりその場での滞在時間、先ほど、再質問にお答えいたしましたけれども、それと、利用目的、あるいは、施設自体のいわゆる公共スペースのというところの観点も重要な視点となるものと考えておりますことから、導入に当たっては、そうした他の施設との優先順位を総合的に考慮して検討していくべきと考えておりますので、現時点での見通しは立っておりません。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今、総務部長のご答弁の中に、導入に当たっては、優先順位を総合的に考慮して検討と、今おっしゃいました。この総合的な考慮する点について、もう少し具体的にご説明をいただけますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） まず、繰り返しになりますけれども、やはり人がどれだけ、W i - F i を整備したときに効果があるのか、効果的なのかということになりますと、やはり人が集まる、できるだけ多く集まる場所、常に利用される場所であったりとか、どうしても、いわゆる、特に携帯電話を利用、使用されてというのは一般的に多いかと思えますけれども、そうした中で、やはり個人で情報端末をお持ちになって、無料W i - F i という目的となりますと、いわゆる個人が契約されているキャリアのデータ使用料等を、どっちかといったら、あまり使わないというような、そうした目的も一方ではあると思えますので、そうした観点から、市全体の公共施設の中で、どこを優先して設置していくのかというのが、やはり費用対効果の面で必要になるというようなことから、具体的に、その他、先ほど質問の中にありましたように、公共無線L A Nの整備環境支援事業につきましても、やはりいろいろなそうした視点を含めた補助事業であったと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 公共施設に関してになるんですが、市役所に関しては、ある程度理解をさせていただきました。ありがとうございます。

公共施設の点について、例えば、今度新しくできる新病院とか、もちろんコミセンもそうなると思うんですけれども、あと、それから、図書館等があると思うんですが、その中で、まず一番最初に、コミセンのことについて少しお尋ねしたいと思います。

ちょっと答弁要求者には挙げてはおりませんが、コミセンのことについて、長尾市民部長に、指定管理料ということがあると思うんですけれども、その中で、すいません、ちょっと失礼いたしました。指定管理料の管理施設というところで、長尾市民部長は、どのようにW i - F i 環境を整えることについてお考えをお持ちか、お教えいただけますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、木下議員からの再質問についてお答えさせていただきます。

コミセンについては、当然指定管理料をお支払いしているわけなんですけれども、もともと避難所、一番最初に開設する避難所としての考え方もございますので、避難所としての側面、そして、コミセンの本来の目的である地域の活性化の側面、その2点からご説明させていただきたいと思います。

まず、避難所につきましては、災害時の避難所における通信手段の確保としましては、避難所対応職員につきましては、M C A無線を装備させますので、これは通常の携帯電話等の通信手段よりも、大規模災害等における中継システムの損害に対して一定の抗堪性があるものと考えております。これにより、避難所運営に必要な情報や伝達手段は一定確保されているものと認識しております。

また、日頃よりN T Tとも連携を図りつつ、災害時の相互協力体制を確立しており、具体的には通信支援車両の提供があります。ただし、これは、大規模災害とかなの場合ですと、確実に保証できるものではございませんが、一定の災害時の避難所の連絡手段の確保の担保になるのではないかと考えております。

ということで、避難所においてのフリーW i - F iは、現在のところは考えておりません。

また、一方、コミセンは、地域の活性化を目的とする施設でもございますので、そのことについて申し上げますと、議員がおっしゃっているように、指定管理料を、地域の自主的な運用や活用を前提として指定管理をお願いしているわけです。その目的から考えて、指定管理料の自主的な運用の中で、それぞれ指定管理者が個別に装備されることにつきまして、指定管理先の自治連合会等から市へご相談がある場合は、適切に対応したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今、長尾市民部長のお答えの中で、市へのご相談がある場合は、適切に対応したいと考えているということをお話いただきました。

この適切な対応というところを少し具体的にお話いただけますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 装備するW i - F iにつきましてもいろんな種類があると思います。単に置くだけのパターンの場合でしたら、それはもうご自由にしてくださいの話なんですけど、施設をやはりちょっと触らなあかんと、つけなあかんとかという場合にはな

りますと、これ、工事を伴いますので、そこはやはりご相談をいただいて、可能な範囲で、できるだけ本体の躯体に影響がないような形とか、そういう形をお願いする、そういう意味の相談でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 例えばW i - F iの種類の中に、びわ湖 F r e e W i - F i というのがあると思うんですけども、これは滋賀県内の飲食店、喫茶店、それから、いろんなところで、約1, 0 0 0店舗と連携されているということで、仮にびわ湖 F r e e W i - F i をコミセンに整備すると考えると、指定管理料の中のどれぐらいの割合と
いうか、パーセントを占める形になりますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 基本的に指定管理料の決算につきましては、各自治連合会によって当然変わりますので、金額等につきましては、びわ湖 F r e e W i - F i の、どこまでどうつけるかによって多分変わってくる。維持管理の費用も変わってきますので、ちょっとこの場では、うちのほうで、市のほうでつけるということであれば、一定市のほうでも調べるんですけども、市のほうでつけるわけではございませんので、申し訳ございませんが、そこのお答えはちょっとできないということで、お願いいたします。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今度新しくできる新病院のことについて、お話を少し聞かせていただきたいと思うんですけども、駒井病院事務部長のほうに、仮に新しく、先のことなので、一概には言えないと、お答えできる範囲で十分結構なんですけども、新しくこの新病院にW i - F i 設備を整えるというお考えは今ございますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ご質問の件でございますけども、新しい病院につきましては、基本計画の段階で、患者のアメニティー、情報アメニティーというところの向上を目指すというような記述をたしかしてございます。今、既に1 2月4日から基本設計に入っておりまして、病棟スタッフであるとか外来、その他スタッフと設計事業者と
図面を見ながら実際いろいろな話し合いをしておるんですけども、先般ちょうどその話にもなっておりまして、最近のトレンドとしまして、床頭台のところにテレビを入れずに、

タブレットを入院患者さんに配布するというような病院もあるというふうに聞いております。そこまで行くか、情報リテラシーの観点から、高齢者が多い当院でございますので、そこまで行くかは別にしまして、通常、今想定で思われるところとしては、少なくとも各病棟なり病院の要所要所にWi-Fiスポット、デイルームとかそういったところをWi-Fiスポットにするとか、そういったところは当然対応することになるのではないかと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

利便性の向上の観点からも、ぜひまたご検討いただければと思います。

3点目に、図書館についてになりますけれども、馬野教育部長に、野洲図書館について、Wi-Fi環境の整備について、教育部長のご見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問、図書館についてお答えをさせていただきます。

図書館については、5年ほど前に一度検討させていただきました。そのときにはちょっと導入費用が高いということで断念をしております。

しかしながら、利用者から要望を受けておるといふことと、利便性が向上する、それと、本来の目的の利用者さんの増につながるかなというふうに思っておりますので、整備が進んでいる市町を調査研究しながら、再度検討したいと、そういうふうに思っております。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 近隣の湖南3市、それと、竜王町、それから、近江八幡市について、図書館のほうにちょっと確認をさせていただきました。今現在のところ、栗東市におきましては、Wi-Fi環境の設備は今ないんですけれども、その他の草津、守山、近江八幡、それから、お隣の竜王町もWi-Fi設備は整えておられます。

先日図書館のほうに、野洲の図書館のほうにお伺いさせていただきました。職員の方とお話をさせていただいたんですけれども、やっぱり時代の流れということで、それはもう皆さんご存じかと思うんですけれども、もちろん必ずなければならぬというものではないとは思いますが、やはり本当に、先ほども申し上げましたように、利便性の向上、そういう形から、観点から考えますと、やはり市民さんのほうからも、今、馬野教育部長がお答えいただいたように、ニーズがございますというお声をやっぱりいただいております。

ので、また、野洲の図書館におきましては、野洲の市民の方だけでなく、近隣の市町の方もご利用されているとは思いますが、やっぱりせっかく野洲の図書館に来ていただいたときに、Wi-Fi設備がないというのは、ちょっと残念なことにはなるのではないかなと個人的に思うんですが、その点について、もう一度ご見解をお伺いします。

○議長（山本 剛君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

県内の状況を調べさせていただきますと、市においては大体3分の2ぐらいが、Wi-Fi環境が整っている。市町、町を含めると、大体半分ぐらいが、整備が終わっているという状況ですので、先ほどもお答えしましたように、先進地の市町を調査研究しながら検討したいと、そういうふうに思っております。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ぜひ市民の皆さんに喜んでいただける図書館、また、親しみのある図書館に向けて、またご検討いただければと思います。

最後に、これも答弁要求者には挙げていないんですけれども、財源のことになりますので、布施政策監に、この野洲市内の公共施設、それから、野洲市役所のWi-Fi設備の導入についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） ご質問ありがとうございます。

再質問のご答弁をさせていただきますけれども、まずもって、今、各部署のご答弁をさせていただいたかと思えます。コミセンの対応、さらには、新病院での対応、そして、図書館での対応というようなことでございます。その冒頭には、総務部長のほうから、総合的なあり方をご説明もさせていただいたかと思えますけれども、基本的にはその答弁の流れかなという認識をさせていただいております。

各部からの答弁につきましてですけれども、やはり私ども、予算を預かる部署といたしましては、今年度から、枠予算配分、枠予算という制度を、一般財源を、全体を取りまとめた形で進めてございますし、この考え方につきましては、各部が主体的に一般財源の部分をどういうふうに創意工夫していくのかということで、ご苦労いただいている部分もありますけれども、対応いただいているという状況でございますので、まずもって、各部のそうしたスクラップ・アンド・ビルドの考え方のもとに、事業の取捨選択をいただくということも第一義的には必要なかなという認識をさせていただきますし、その上で、総合

的に判断をさせていただくという流れになりますので、どうぞご理解いただきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 防災の観点からが一番重要になってくると思うんですけれど、
今お答えにもございましたように、市民の皆さんの利便性の向上、また、観光面などの様々
な視点からも、W i - F i 環境の整備は有効であると思しますので、これからもご検討い
ただきたいと思します。

それでは、次の質問に移ります。

産後ケアについてになります。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不
登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻です。

こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分
な教育が受けられる社会づくりを進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に、
「子育て応援トータルプラン」を発表しました。

今年4月からは、こども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されております。いよ
いよ私たちの地域でも、子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持
って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときであると思します。

中でも、今回は産後ケアに焦点を絞っていききたいと思します。産後うつの問題が深刻で
あり、児童虐待の死亡事例のうち、0歳児から2歳児の割合が半数を超えることから、全
ての親が、どこの地域においても産後ケアを利用できる環境の整備が急務であると思ま
す。

そこで、1つ目の質問に移らせていただきます。

野洲市におきましては、健康、様々な政策、それから、支援を整えていただいております
すけれども、具体的な産後ケアの取り組みについてお伺いたします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の産後ケアについての中で、本市の
産後ケアについての取り組みについてお答えをさせていただきます。

本市では、産後、支援を必要とする産後12か月未満の母と子を対象に、医療機関等の
施設において、心身のケアや育児サポートなどのサービスを提供することで、産婦の心身

の安定と育児不安の軽減を図ることを目的に産後ケア事業を行っております。

この事業を開始いたしました平成28年度当時は、ご家族等からの産後の支援を得られずに、育児支援を特に必要とする母子というのを対象にさせていただいておりました。

しかし、令和4年度からは、利用対象者の条件を、家族等からの支援の有無にかかわらず支援が必要と客観的に判断され、また、ご本人が支援を希望される全ての方を対象としておりまして、利用者は現在増加をしているところでございます。

今後も、母子健康手帳発行時に全ての妊婦を対象に行う個別相談や、産後の赤ちゃん訪問、市ホームページなどにおいて、当事業を周知し、支援が必要なときに利用していただけるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今ご説明を受けたところでございますが、野洲市の産後ケア事業について、申請の条件が3つあるということを知っております。

1つ目が、産後に心身の不調がある者、2つ目に、母親に強い育児不安等がある者、3つ目に、その他特に支援が必要と認められる者となっております。宿泊や通所として産後ケアの制度があることは、大変充実されていると思います。

先日、健康福祉部の窓口のほうで、現状として、どれぐらいの方が、例えば令和5年4月から9月の半年間において、野洲市には181人の出生数があるとお聞きしました。その同じ期間内に、野洲市産後ケア事業の宿泊サービスと通所サービスというのがあるとは思いますが、宿泊サービスの利用者は延べ10名、通所サービスの利用者が延べ2名という形になっております。

ちょっと重複する可能性もあると思うんですけども、ここで再質問をさせていただきます。

申請の条件の方のケアとしては、現状の利用者で十分に賄えておりますでしょうか。つまり、先ほど申し上げました3つの条件を満たす中で、サービスを受けづらい環境のままの方もおられないかと思うんですが、その点、健康福祉部長のご見解をお伺いします。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） これまでのところ、要リスク妊婦、妊娠時期から支援が必要かどうかという判定をさせていただきながら、寄り添った相談、支援というのを行っているんですけども、これまで、ご本人が希望された宿泊利用に対してお断りをしたと

いう事例はございませんので、これまでのところは、何とか希望には沿えているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほどちょっと、3つの条件に戻って恐縮なんですけれども、3番目のところに、その他特に支援が必要と認められている者とあるんですが、これも、すいません、勉強不足で大変恐縮なんですけど、もしお答えできるのであれば、お答えできる範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 剛君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ちょっと個々具体には、今手元資料、持っておりません。申し訳ございませんが。出産、それから、育児に関しては、様々な面での不安を抱える方がおられます。特に周囲からの支援が得られないということ、あるいは、相談者がおられないということから、育児不安、あるいは、心身に不調を来すというふうなこともございます。また、いろんな障がいをお持ちの方ともございますので、そういったことを丁寧に面談等で聞き取りをしながら、支援が必要かどうかという判断をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 分かりました。ありがとうございます。

ただ、この条件の方だけでなく、広く0歳児の育児における不安や家事負担の軽減のために体制が整っているかが、少し心配をしております。

例えば、ちょっと例に挙げさせていただきました秋田県横手市の場合、「産後ファミリー応援事業」として、出産後の母親のサポートをするために、ヘルパーが家事や育児を補助する事業が6月から開始されました。子育てを大切にしたいが、家事との両立に困っている母親にとっては、大変ありがたいサービスだと声があるそうです。今ちょっとここに「母親」と書きましたが、もちろん男性も、お父さんもされていると思いますので。1回、90分程度のサービスが受けられ、出生後は1年未満の間で、48回までは無料で利用できるという大変手厚い事業をされているんですけれども、具体的には、食事の準備や衣類の洗濯などの日常的な家事と、沐浴やおむつ交換などを補助するものです。横手市の場合は、

約5か月で18人の方が利用されたとのことになっております。ちなみに、横手市の人口は、野洲市の1.6倍ほどになりますけれども、野洲の事業とは違い、サービスを利用できる条件は、0歳児の家族というだけです。0歳児の子どもの子育てをしているご家族にとっては、毎日家事と両立に大変苦勞されている方が多いと思います。核家族が進む現在においては、とても助かる事業ではないかと思えます。

また、もう一つの事例は明石市になります。野洲市のような産後ケア事業の他に、次のような事業があります。市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品をご自宅にお届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝えたり、0歳児の見守り訪問、「おむつ定期便」を2020年の10月よりスタートされております。訪問での相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し保護者と市が連携されております。

そこで、2つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市におきまして、0歳児の見守り訪問事業について、具体的な見通しをお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市における見守りなどの現状につきましては、出産後の赤ちゃん訪問時に、産婦や赤ちゃんの健康状態を把握し、産後の不安や育児等についての相談を健康推進課のほうで行っております。

また、家庭児童相談室では子育て家庭訪問事業として、民生委員児童委員協議会に委託いたしまして、1歳の誕生日を迎える子どものいる全家庭を訪問し、絵本を届けるとともに、子育て支援情報の提供や子育てに関する相談を受けていただいております。

そういった相談の中で、相談内容とか、必要に応じまして、市の子育て支援サービスとか子育て関連施設を紹介するなどして、関連部署につないで、連携をして、支援を行っているというところです。

また、乳幼児を養育する家庭への支援といたしましては、若年妊婦や乳幼児健診未受診者など支援を必要とされる家庭とか、育児に不安や孤立感を抱えておられる家庭などに対しては、養育支援訪問員がご家庭を訪問し、適切な養育ができるように助言を行う事業ですとか、育児ストレスを抱え、養育が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を

支援する事業を養育支援訪問事業として、家庭児童相談室のほうで行っております。

このことから、議員ご提案の、横手市とかのような0歳見守り訪問事業については、現在のところ、すぐ実施ということは考えておりませんが、今後、国、県の財政支援の状況などの動向を踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

野洲市は、子育て支援センターというのをお持ちになっていると思うんですけども、その中で、子育て支援コンシェルジュさんという方が常駐、在駐されているとお伺いしております。

このコンシェルジュの方は、どのようなお仕事を実際されているか、お伺いさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） では、再質問にお答えをさせていただきます。

当市には、子育て支援センター、3か所でやっております、直営が1か所と、民間に委託して2か所ということで、3か所で運営をしております。そこでは、在宅の乳幼児を抱える保護者さんと子どもさんが一緒にいつでも来て遊んでいただける、また、そこで、その場で悩みとか不安があれば相談を受けるというような事業をしております。

市の子育て支援センターには、子育てコンシェルジュがおりまして、そこで、常にその広場で保護者さんの相談に乗ったりとか、そこでアドバイスをしたり、必要に応じて、内容によっては、健康推進課のすこやか相談ですとか、発達支援センターのほうにつないで、子育ての支援をさせていただいていますし、年に4回ですけども、「コンシェルジュだより」というお便りを発行させていただきまして、そこで、子育てに対する簡単なアドバイス、離乳食で、どうしたらいいのとか、そういったことに簡単に答えるようなQ Aもあって、実際それを見て、ちょっと助かったというような声も聞いております。

そういった、あと、また、学区のサロンのほうにも出向いて、そこで相談を受けたりということもいたしております。そういった仕事をさせていただいております。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 私も先日「コンシェルジュだより」、年4回発行されているという

のをちょっと拝見させていただきまして、本当に温かみがあって、手作り感があって、物すごく親近感というか、困っている保護者、親御さんから、いかにこのコンシェルジュさんが頼りにされているというのがよく分かったと思うんですけども、ぜひこういうせつかくいいものを作っておられるので、いろんな方面でまた活用いただければ。もちろん育児中の子育て世帯の方に限られますけれども、もっともっとそういうことをまたPRしていただければと、これはあくまでも要望でお伝えをさせていただきます。

それでは、最後の質問に移ります。

特に、現場に寄り添う伴走型支援につきましては、人材の育成や確保のために体制整備が必要と考えておりますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、令和5年2月より、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型の相談及び経済支援を一体的に実施いたしております。

現在、伴走型支援では、妊娠届出時に、妊婦とその家族が安心して出産を迎えることができるよう、保健師、助産師等が妊娠中の健康等に関する相談を対面で実施いたしております。その後、妊娠8か月頃の妊婦を対象にアンケートを送付いたしまして、出産や産後の不安について本人さんのご希望に沿って面談を行っているところです。

また、子どもと保護者の心身の健康、子どもへの虐待防止を目的といたしまして、健康推進課の母子保健担当と、それから、家庭児童相談室の福祉担当部門が常に情報を共有しながら取り組みを進めているというところでございます。

令和6年度には、子育て世帯に対する包括的な支援体制を整えるため、健康福祉部内にこども家庭局を新たに設置し、さらに、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの包括的な相談・支援を行う機関として、母子保健部門と福祉部門が一体となったこども家庭センターを設置する予定であります。これら体制整備の中で、適切な相談・支援を行える人材の育成ですとか確保のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 野洲市はいろんな手厚い支援策、施策を取っていただいていると

思います。また、今お話しさせてもらったことは、さらにその一歩、上に行くと言うとおかしいですけれども、1ランクアップ、2ランクアップになるかと思って、いろんな財政のこととか、課題はあると思います。

特に、私も2人の子どもがいるんですけれども、子育てというのは本当に大変というか、今、長女が成人式を迎えたんですけれども、本当に四六時中見とかんと駄目ですし、もちろん自分の子どもなんで当たり前なんですけど、本当に、何というんですかね、特に、もちろん男女平等の時代ですが、うちの場合は妻が育休を取って見てくれていたんですけれども、本当に想像を絶すると言うとオーバーな表現かもしれませんが、育児をされている親御さんにとっては、いろんな悩みもあると思いますし、メンタルがやっぱりきつくなる時もありますし、そういう点で、野洲市のいろんな支援策で、1人でも多くの方が、子育てを、よりいい方向にさせていただける、楽しくと言うと、なかなか語弊があるかもしれませんが、本当にそれも僕らは今いい思い出になるんですね。今からもう子育てせえというのは無理な話ですから、孫になると思うんですけれども、やっぱりそういう形で、今本当に現状で困っているお声を吸い上げていただいて、1人でも多くの方が、野洲市に住んでよかったと言ってもらえるような野洲市にさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

妊婦、子育て家庭の伴走型支援というのは、国も力を入れているところでございます。子どもをめぐる課題は大きく、野洲市民の子育て層の皆さんが、先ほども申し上げましたように、少しでも安心して子どもを出産していただき、また、育てられる環境、体制が、これ、今まで以上に整えられることを期待して、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 剛君） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（山本 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第125号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）」について、市長から訂正したいとの申出があり、会議規則第20条第1項の規定による議会の承認を求められています。その内容は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

お諮りいたします。

直ちに「議案の訂正について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、「議案の訂正について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（山本 剛君） 追加日程第1、「議案の訂正について」を議題といたします。

市長から訂正理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） 議案の訂正についてご説明申し上げます。

議案書9ページにて提出いたしました議第125号「令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）」の補正予算書175ページ中において、一部文章に不備がありましたので、これを訂正いたします。

以上、議案の訂正について、野洲市議会会議規則第20条第1項の規定による議会の承認を求めるものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛君） お諮りいたします。

ただいまの議案の訂正を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案の訂正を承認することに決しました。

なお、議第125号については、12月6日の本会議において予算常任委員会に付託していることから、本件については、直ちに本職から予算常任委員会委員長に報告いたしておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明9日から12月20日までの12日間は、各委員会での議案審査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛君） ご異議なしと認めます。よって、明9日から12月20日までの

12日間は、各委員会での議案審査のため、休会することに決しました。

なお、念のため申し上げます。

来る12月21日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。(午前11時13分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年12月8日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 田中陽介

署名議員 木下伸一